

○和寒町指定居宅介護支援事業所運営規程

(平成 11 年 10 月 6 日規程第 3 号)

改正 平成 12 年 7 月 10 日規程第 2 号 平成 14 年 3 月 29 日規程第 5 号

平成 20 年 4 月 22 日規程第 4 号 令和 3 年 4 月 1 日規程第 6 号

(事業の目的)

第 1 条 和寒町が開設する和寒町指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 和寒町指定居宅介護支援事業所

(2) 所在地 上川郡和寒町字西町 111 番地(和寒町保健福祉センター内)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名(介護支援専門員と兼務・主任介護支援専門員)

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 3 名以上

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務を行う。

- (3) 事務職員 1名

事業に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 和寒町の休日を定める条例(平成2年条例第29号)に定める休日を除いた日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項各号の規定は、町長が特に認めた場合は臨時に変更することができる。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

- (2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については「全国社会福祉協議会方式」等とする。

- (3) 介護サービス計画の作成

- (4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるために、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。

- (5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

- (6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、必要と認められるサービスの提供を行う。

(費用等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した旅費は、職員等の旅費に関する条例(昭和45年条例第31号)の規定により徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、和寒町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知
- (2) 虐待防止の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置
- (5) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または居宅サービス事業者、及び養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年7月10日規程第2号)

この規程は、平成12年7月10日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年4月22日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。